

性同一性障害者の性別の取扱いの変更の審判を申し立てる方へ

名古屋家庭裁判所

性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律により、性同一性障害者であって一定の要件を満たすものについて、家庭裁判所が、性別の取扱いの変更の審判をする新たな制度が設けられました。

【 申立て 】

- ・ 変更審判の申立ては、本人が住んでいる場所を管轄する家庭裁判所に行います。
- ・ 申立てができるのは、性別の取扱いの変更を求める本人です。
- ・ 申立ての際には、性同一性障害者であることの診断の結果と治療の経過などが記載された医師の診断書等を提出する必要があります。

【 変更審判の効果 】

変更審判がされると、家庭裁判所から申立人に対してその旨をお知らせします。変更審判を受けた人は、法律に別段の定めがある場合を除き、その性別につき他の性別に変わったものとみなされますので、変更後の性別で婚姻をすることなどもできるようになります。

【 戸籍の記載 】

変更審判がされた場合には、裁判所書記官から申立人の本籍地の市区町村長に対し、戸籍の記載を依頼しますので、申立人から戸籍の届出をする必要はありません。

Q1 どのような場合に性別の取扱いの変更が認められるのですか？

A 法に規定する性同一性障害者であって、次の①から⑥までの要件のいずれにも該当することが必要です。

- ① 二人以上の医師により、性同一性障害者であることが診断されていること
- ② 18歳以上であること
- ③ 現に婚姻をしていないこと
- ④ 現に未成年者がいないこと
- ⑤ 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること
- ⑥ 他の性別の性器の部分に近似する外観を備えていること

※ 性同一性障害者とは、法により「生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者」とされています。

※ 令和5年10月25日付け最高裁判所大法廷決定において、⑤の要件は憲法13条に違反し無効であるとの判断が示されています。

Q2 「現に婚姻をしていないこと」とはどのような場合ですか？

A 「現に婚姻をしていないこと」とは、審判の際に婚姻をしていないことをいいます。「婚姻」とは、婚姻の届出をした結婚をいい、いわゆる事実婚はこれに該当しません。過去に婚姻をしていても、離婚等により婚姻が解消されていれば、変更審判を請求することができます。

Q3 「現に未成年者がいないこと」とはどのような場合ですか？

A 「現に未成年者がいないこと」とは、審判の際に未成年者がいないことをいいます。

「未成年者」とは、民法上の親子関係が存在する未成年者をいい、実子・養子の別や嫡出・非嫡出の別、親権の有無、現に未成年者を養育しているかどうかなどといったことは無関係です。未成年者が既に死亡している場合や養子がいたけれど既に離縁している場合には、変更審判を請求することができます。

Q4 性別の取扱いの変更の審判を申し立てるには、どのような書類などが必要ですか？

A 次の①から⑥までの書類などが必要です。また、これら以外にも、申立てを受けた家庭裁判所が、審理のために必要な書類の提出を求めることもあります。

① 申立書

一般的な申立書様式は、家庭裁判所に用意してあります。また、裁判所のホームページ (<http://www.courts.go.jp/>) でご覧いただけます。

② 収入印紙 800円

法律で定められた手数料です。

※ 収入印紙・郵便切手は、裁判所では販売していません。あらかじめ郵便局等で購入してください。

③ 郵便切手 合計 2330円

(内訳) 500円×2枚、350円×2枚、100円×1枚、84円×5枚、
10円×10枚、2円×5枚

連絡通信用等に必要な分を提出していただきます。残ればお返しします。

※ 収入印紙・郵便切手は、裁判所では販売していません。あらかじめ郵便局等で購入してください。

④ 二人以上の医師による診断書

* Q1の①、⑤、⑥の要件を証明するために必要です。

* 令和5年10月25日付け最高裁判所大法廷決定において、Q1の⑤の要件は

憲法 13 条に違反し無効であるとの判断が示されています。

＊ 診断書の参考様式は、厚生労働省で定めたものがあり、裁判所の受付窓口にも用意してあります。

＊ 診断書は二人以上の医師の連名で 1 通の診断書を作成してもらっても、各医師にそれぞれ診断書を作成してもらっても、どちらでも結構です。

⑤ 申立人の戸籍謄本等

＊ Q 1 の②、③、④の要件を証明するために必要です。

＊ 申立人の出生から本件申立時までのすべての戸籍（除籍及び改製原戸籍を含む。）
謄本（以下「戸籍謄本等」という。）（現在戸籍謄本は 1 か月以内のもの）

＊ 上記戸籍謄本等に未成年者の記載がある場合には、その死亡の記載のある戸籍謄本等

Q5 診断書にはどのようなことを書いてもらう必要がありますか？

A 診断書の参考様式にしたがって書いていただければよいのですが、具体的には、申立人に関する次の①から⑨までの事項が含まれている必要があります。診断書の記載要領と参考様式は、厚生労働省のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/syakai/sei32/index.html>）でご覧いただけます。

① 住所、氏名及び生年月日

② 生物学的な性別及びその判定の根拠

③ 家庭環境、生活歴及び現病歴

④ 生物学的な性別としての社会的な適合状況

⑤ 心理的には他の性別であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有すること並びにその判定の根拠

⑥ 医療機関における受診歴並びに治療の経過及び結果

- ⑦ 他の性別としての身体的及び社会的な適合状況
- ⑧ 診断書の作成年月日
- ⑨ その他参考となる事項

Q6 申立て後の手続はどのように進行するのですか？

A 一つ一つの事件により異なりますが、おおむね次のとおりになると思われます。

- ① 申立書や提出書類について補充や追加が必要な場合、裁判所から連絡します。説明をお願いする場合があります。
- ② 書類等が十分な場合は、審判期日が指定され、連絡が行きますので出席してください。
- ③ 審判期日当日は、裁判官から直接本人に質問（審問といいます）が行われることになるとされます。審判期日の手続は、非公開です。
- ④ すべての審理が終わると、審判（決定）が行われます。審判期日に行われることもあります。後日審判書の謄本が送られてくることもあります。

Q7 変更審判がされた後、戸籍の記載はどのようなになるのですか？

A 例えば、「夫」、「妻」、「長男」、「長女」が在籍する戸籍において、「長男」が当該審判を受けた場合には、「長男」は除籍されて、同人を筆頭者とする新戸籍が編製され、父母との続柄欄は「長男」から「長女」へ更正されます。従前の戸籍における「長女」の父母との続柄欄の訂正はされません。

詳しくは、市区町村の戸籍係にお尋ねください。

Q8 性別の取扱いの変更とあわせて、名前も変更したいのですが、どうすればよいのですか？

A 名前を変更するには家庭裁判所の許可が必要ですので、変更審判の申立てとは別に、名前の変更の許可の申立てをすることが必要です。申立てに必要な書類等については、家庭裁判所の窓口にご相談ください。家庭裁判所で名前の変更の許可を受けた人は、その旨の戸籍の届出が必要です。